

1. 対象となる「特定ものづくり基盤技術」

「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」で経済産業大臣が指定する「特定ものづくり基盤技術の指定」に定められているもの。現在、下20分野の技術が定められています。

組み込みソフトウェア	金型	電子部品・デバイスの実装	プラスチック成形加工
粉末冶金	溶射	鍛造	動力伝達
部材の結合	鋳造	金属プレス加工	位置決め
切削加工	織染加工	高機能化学合成	熱処理
溶接	めっき	発酵	真空の維持

※ 詳細は中小企業庁ホームページをご覧ください (<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>)

2. 開発事例

- ① 船舶用ディーゼルエンジンの排気ガスの浄化の一環として、超合金製弁棒のニーズにこたえるための、鍛造技術を駆使した高品質弁棒の製造法の開発
- ② 金属プレス加工技術の向上と大幅なコスト削減を実現する、ヘア絞り加工技術及び3次元5軸レーザー加工技術を組み合わせた自社で活用する工作機械の開発
- ③ 高品質かつ低コストのシャフトを試作開発するために、熱処理技術を活用して既存の自社の作業ロボットの部材を改良